

全学生向け共通掲示板の「入学試験期間中の活動について」について

【ご質問】（投稿日：2020年1月29日）

1月29日付の全学生向け共通掲示板に掲載されている「入学試験期間中の活動について」において、入学試験期間中の「入学試験を実施する各構内及び周辺道路におけるビラ等の配布や過剰な激励行為」を厳に慎むようにとあるが、例年、大学生協の加入案内のパンフレット等の配布、公認または非公認サークル等の勧誘行為が構内外で行われているが、そういった行為についても一律で慎むように注意喚起をしているのか？

当該行為を厳に慎むようにとあるが、禁止しているということではないのか？

また、もし本学学生が、当該掲載物が慎むように注意喚起している行為を行った際は、何か措置が取られるのか？

当該掲載物は学生各位に対して発せられたものであるため、本学学生でない主体(京大職員、生協職員、不動産会社などの従業員、京都大学に在学していない学生)の行為には、当該掲載物の効力は発生しないのか？

【回答】（回答日：2020年2月3日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

本通知は、全ての本学学生に対して注意喚起をしているものです。公認団体については別途注意喚起をしており、非公認団体については、その構成員に本学学生が含まれていると考えられるため、本通知の対象に含めております。

本学は全ての受験生が入学試験に集中できる平穏な環境を維持する責任を負っているため、本学の学生のみなさんに自覚を促すとともに、本通知に記載した行為を厳に慎むよう要請しているものです。

また、本学学生も含め、広く注意喚起するものとして、入学試験時の構内における禁止事項等を本学ホームページに掲載しております。さらに不動産会社等に対しても、別途の協力要請をしております。

本通知や本学ホームページに記載の禁止事項に抵触する行為が確認できた場合は、大学が注意し、必要に応じて法的措置も含めた厳正な対処をする場合があります。

なお、大学生協による加入案内等の配付については、大学との業務委託契約等により行われているものです。

令和2年度入学試験時における入構規制および妨害行為の禁止について

http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/events_news/office/kyoiku-suishin-gakusei-shien/gakusei/news/2019/200227_1.html